

広島県告示第八百三十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり通所リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年八月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅サービス事業者	名 称	愛光会
	主たる事務所の所在地	東広島市八本松東三丁目二番八号
居宅サービス事業を廃止した事務所	名 称	愛光クリニック
	所 在 地	東広島市八本松東三丁目二番八号
廃止年月日	平成一九年六月三〇日	